

現代会計時評

第8回 「公正な会計慣行」が争われる
—旧長銀事件を振り返って—

駒澤大学教授 石川純治

旧長銀事件裁判一初の高裁判決

昨年、旧長銀（日本長期信用銀行）事件の裁判で最高裁が逆転無罪判決を下したのはまだ記憶に新しい。今回は、その争点になった「公正な会計慣行」をめぐる論点を振り返る。

これまで、「公正な会計慣行」が争われた事件には、例えば比較的新しい判例として取締役解任等請求事件(05年9月)、損害賠償請求事件(03年10月)があるが、特に旧長銀事件の判決は初めての最高裁判決ただけに注目された。

その事実経過は次の通りである。すなわち、旧長銀は98年10月、バブル崩壊で多額の不良債権をかかえて破綻、破綻時の債務超過額はおよそ2兆6500億円であった。東京地検は、破綻前の98年3月期決算で不良債権処理に必要な償却・引当金を約3130億円過小に見積もった虚偽の有価証券報告書を提出（証券取引法違反）、また原資がないのに株主に約71億円の違法配当をした（商法違反）、として旧経営陣3人を起訴した。一審（02年9月）、二審（05年6月）は有罪、被告は上告し08年7月18日、最高裁は原判決を破棄し無罪とした。以上である。

争点は何一法と会計

争点は、関連ノンバンク等に対する貸出金の資産査定（自己査定）が、「公正な会計慣行」に反するものであるかどうかである。まさに法と会計の双方がからむ根本的な争点といえる。

具体的には、旧長銀の98年3月期決算の不良債権の査定で、その1年前に出された(旧)大蔵省の資産査定通達ではなく自己査定に基づいた

ことが、「不良債権隠し」にあたるかどうか、これが最大の争点となった。したがって、逆から言えば、旧大蔵省の資産査定通達が唯一の「公正な会計慣行」といえるかどうか、これが争点になったわけである。

最高裁判決の補足意見—裁判官の正義

ここで最高裁判決の詳細に触れる余裕はないが、要するに新基準（通達）が従前の基準（自己査定）を排除して厳格に従うべきものかどうか不明確な過度的状況では、それまで「公正な会計慣行」だった従前の基準で査定をしたからといって直ちに違法とはいえない、とするものである¹。

いくつかの論調では、この逆転無罪判決はある種当然の判決であり、経営者も監査人も「ほっとしている」と指摘している。だが、本当にそうなのか。そこに、法理上の“限界”によって「助かった」という側面もありはしないか。

この判決には、実は、本文の最後に補足意見が記されている。筆者はこれに注目するが、それは次の2点で重要であるように思える。1つは実態との乖離につき（経営者は）知っていたことを（裁判官は）推認している点、もう1つは直ちに違法とはいえないものの、企業会計の原則や証券取引法における企業会計の開示制度の観点から大きな問題があることは明らかと断言している点である。

法理上は直ちに違法とはいえないが、つまり

¹ 詳しくは、筆者のHPの時事会計教室No.40「旧長銀事件裁判と『公正な会計慣行』」参照。

直ちに「黒」とはいえないものの、明白な「白」ではない(法的グレー)。「直ちに」の常用句を借りれば、逆に(旧経営陣が)「直ちに適法」と言えるか、となる。そもそも唯一の「会計慣行」と問われれば、そう断定できるにはそれ相当の理由が必要になる。その「唯一性」で争うと、とりわけ刑事事件にもなれば、その違法性の要件は一層厳しくならざるをえない。それを論証することは法理論として容易ではないのである。

補足意見には、法構成上の裁きのいわば「限界」が滲み出ているとみることはできないか。そして、この意見を記した裁判官の「正義」はどのようなものか、とりわけ判決本文での一審・二審を破棄しなければ著しく正義に反するとした「正義」とのかねあいで、それを伺い知りたくなる意見表明といえる。そこで、より大きな視点から、すなわち「公正」とは何かという視点から、この事件をみてみたい。

公正と真実性

旧商法 32 条 2 項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」での商業帳簿が、計算書類や附属明細書も含む商業帳簿の作成全般に関する規定になっていると解され、これが「包括規定」といわれるところである²。そして、会社法においてもその実質において異なるものではない。

となると、「公正」とは商業帳簿の作成目的に照らして解釈されることになるが、たとえば「その背後に法理念として債権者保護の精神が横たわっていることから推して、債権者の利害と株主の利害の調和において公正なという意味を含

意するものと解される」とする見解がある³。そして、商業帳簿の作成目的は財政状態および経営成績を明らかにするものである以上、そこに「企業会計原則」での最高規範といわれる「真実性」の原則ともつながってくる。

このような観点に立つと、本事案での新基準(通達)が唯一公正な会計慣行かどうかは別にして、特に債権者の利害が著しく損なわれているかどうか争われることになりはしないか。端的に言えば、不良債権隠しかどうか、その「真実性」が問われるわけである。

「正義」とは一その多義性

昨今、「国策捜査」が議論の遡上にのぼったが、実は旧長銀事件でもその点を指摘する旨もあった。本判決を通して「正義」とは何か、という点も考えさせられる。世論に押される形の正義もあれば、世論に立ち向かう正義もあろう。さらには、あえて捜査をしないという(おかしな)正義もある。さらには、それを裁く側の正義もある。先の最高裁判決での「著しく正義に反する」とした正義である。だが、バブル崩壊で巨額の不良債権をかかえて破綻した旧長銀の債権者など利害関係者からすれば、一審、二審の判断が「著しく正義に反する」と断定できることなのかどうか。

ともかくも、「正義」といっても唯一ではなさそうだ。異なる立場によって、正義も多義性をもつ。法論理は1つの正義の後づけともとれる。そして、特定の「正義」を振りかざす前に、より大きな次元に立って、それらを相対視する力が必要だ。

² 江頭憲治郎『株式会社法(第2版)』(有斐閣) 566 頁参照。

³ 武田隆二「公正なる会計慣行」(神戸大学会計研究室編『会計学事典』同文館所収) 435 頁。

